

## 第2編 災害時業務実施マニュアル（地震・津波編）

### 第1章 総論

#### 1. 1 マニュアルの目的

西尾市内において震度5弱以上の地震が発生した場合、西尾市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、西尾市災害対策本部の環境部災害廃棄物対策室として、必要な応急対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、西尾市環境部が震災時に初動活動を含め、災害廃棄物の収集運搬、一時保管、最終処分までの対応を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、震災対応を適切に行うことを目的とするものである。

### 第2章 基本方針

#### 2. 1 マニュアルの構成

本マニュアルは、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の活動について初動期、応急対応期（前半）、応急対応期（後半）、復旧・復興期まで、各主体の行動について下記のように定める。

また、災害時には、災害対策本部等から報告される各種情報と、災害廃棄物処理計画と本マニュアルに基づき災害廃棄物処理実行計画を策定する。

表 2-1 災害応急対応時における各主体の行動

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（職員の安否確認、体制整備、被害状況の確認、必要資機材等の確保、連絡網の整備等を行う。）	発災後概ね3日間
応急対応期（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する。建物内の廃棄物が本格的に回収処理される時期）	～1か月
応急対応期（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行い、建物の解体に伴う廃棄物の回収が本格的に開始される時期）	～3か月
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年

## 2. 2 非常配備体制の基準・内容等

地域防災計画では、災害時の非常体制の基準・内容等について下記のとおり定めているが、本マニュアルでは、非常配備体制中の第3非常配備の行動について具体的に示すものとする。

表 2-2 非常配備体制の基準・内容等（震災編）

区分	指令又は解除の基準	動員内容
第1非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 本市で震度4以上の揺れを観測したとき。【自動指令】</p> <p>(2) 津波注意報が「伊勢・三河湾」に発表されたとき。【自動指令】</p> <p>(3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。【自動指令】</p> <p>(4) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部長</p> <p>(1)～(3)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>
第2非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 津波警報・大津波警報が「伊勢・三河湾」に発表されたとき。【自動指令】</p> <p>(2) 地震・津波に関する特別警報が発表されたとき。【自動指令】</p> <p>(3) 東海地震注意情報が発表されたとき。【自動指令】</p> <p>(4) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>(5) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部の課長補佐職以上の職員</p> <p>(1)、(2)、(3)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>
第3非常配備	<p><b>指令</b></p> <p>(1) 本市で震度5弱以上の揺れを観測したとき。【自動指令】</p> <p>(2) 東海地震予知情報・警戒宣言が発表されたとき。(地震災害警戒本部を設置)</p> <p>(3) 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(4) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p><b>解除</b></p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで、被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>環境部全職員</p> <p>(1)の指令で勤務時間外は、職員緊急通報システムによる自動指令によって連絡あり。</p>

(備考) 上記の一般的基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 2. 3 災害時の事務分掌

災害時の事務分担は、地域防災計画で定めた災害対策本部事務分掌により表 2-3 のとおりとし、災害時の時期区分によって各担当班で活動する。

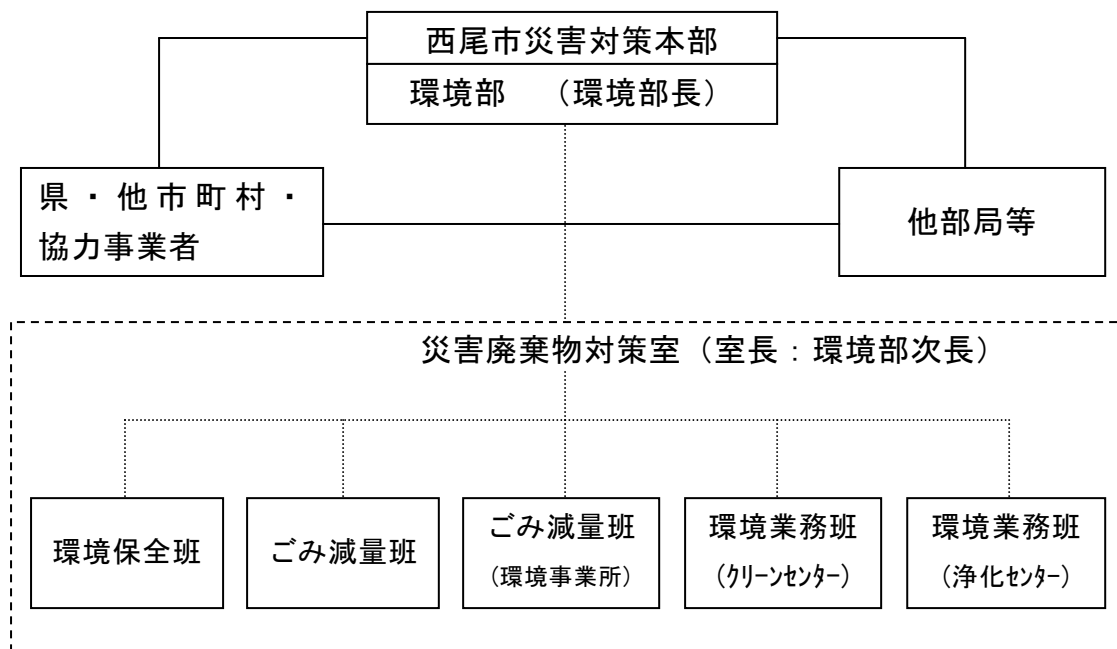
また、災害時は平常時と比べ、より迅速かつ確実に廃棄物を処理する必要がある。そのために、地域防災計画に定める組織体制の補助組織として西尾市災害対策本部・環境部内に災害廃棄物対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

表 2-3 災害廃棄物対策室の事務分掌

環境部 (環境部次長)	班長	事務分掌
	環境保全班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>2 環境汚染の防止に関すること。</li> <li>3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>4 狂犬病予防法に関すること。</li> <li>5 放浪動物及びペットに関すること。</li> </ol>
	ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物対策室の設置に関すること。</li> <li>2 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>3 ごみ・し尿等廃棄物の収集に関すること。</li> <li>4 仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>5 ごみ、がれき、し尿の発生量推計に関すること。</li> <li>6 災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。</li> <li>7 害虫等の駆除に関すること。</li> </ol>
環境業務班 (環境業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>2 職員・委託業者参集可能人員及び安否確認に関すること。</li> <li>3 ごみ・し尿施設の非常停止に関すること。</li> <li>4 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>5 ごみ・し尿等の廃棄物の非常処理に関すること。</li> </ol>	

対策室の事務分掌は、①西尾市災害対策本部からの情報、指示等を環境部内の各班に確実に伝達すること、②部内の各班が独自に収集した情報を部内で共有するために連絡調整すること、③部内で共有した情報のうち必要な情報を西尾市災害対策本部へ確実に報告すること、④部内各班連携による災害廃棄物の処理方法を検討・実施し、必要に応じ西尾市災害対策本部に提案すること、⑤自らが被災していない場合の協力体制に関すること、⑥その他災害廃棄物の処理に必要な事項とする。

図 2-1 災害廃棄物対策室組織図



## 2. 4 災害ごみの分類

災害時のごみは、適切に分別するためには通常の場合と異なり、同じごみでも地震が原因のごみか、津波が原因のごみかなど複雑であり、通常とは異なった分類が必要であるため、表 2-4 の「地震及び津波時における災害廃棄物の分類概要」のとおりとする。

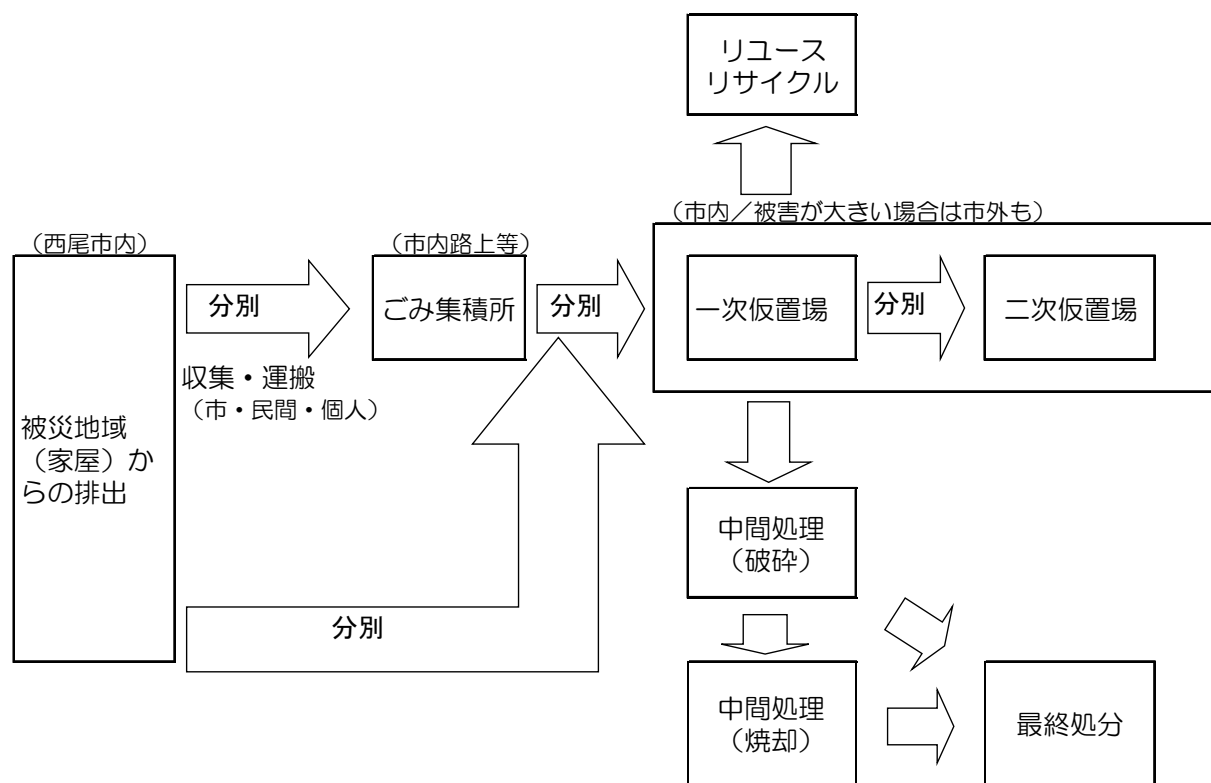
また、災害廃棄物の分別・処理方法は、図 2-2 のとおりとする。

ただし、家電リサイクル対象品目、自動車、津波堆積物の処理については災害廃棄物対策指針資料編（環境省）を参考とする。

表2-4 地震及び津波時における災害廃棄物の分類概要

カテゴリー		概要	廃棄物種類
避難所 活ごみ ・ 生	普通ごみ	避難所生活や、避難生活から排出・保管されている生活廃棄物等（家屋損壊物や家財を除く。）	可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル類、有害廃棄物、し尿など
	医療系ごみ	医療機関や介護施設、避難所等から出る医療系廃棄物	注射針、血液のついた器具や手袋など
地震 廃棄物	家財ごみ	地震により破損・故障した家財などの廃棄物（家屋損壊物を除く。）	家電製品、家具など（乾燥した物）
	（家屋ごみ） （災害廃棄物）	地震で倒壊した家屋（家財を含む場合も有る。）※震災後の火災にあったものも含む	解体家屋、家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物（石綿、PCB等）など（乾燥した物）
津波 廃棄物	津波浸水ごみ	津波による浸水があったものの、大きな倒壊には至らなかった地域における海水等を被った廃棄物（家財中心）	【海水を被った物】 家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木
	（津波倒壊ごみ） （災害廃棄物）	津波により、倒壊し、海水等を被った家屋（家財を含む場合もある。）	【海水を被った物】 解体家屋、家電製品、家具、粗大ごみ、畳、マットレス、庭木、家屋周辺構造物、有害廃棄物（石綿、PCB等）
	津波堆積物	津波により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積した堆積物（汚泥やヘドロ等と呼ばれる。）	土地の周辺施設等によって、性状が異なる。エリアごとに処理する必要がある。
	水産物	震災に伴って廃棄となってしまった水産・水産加工物（津波堆積物と混ざったもの）	
	（船舶・廃棄物） （災害廃棄物）	自動車、船舶	自動車、バイク、船舶等
	（大型廃棄物） （災害廃棄物）	工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物	個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等
	（コンクリートがら） （災害廃棄物）	コンクリートがら等	コンクリートがら、アスファルトがら、廃瓦等
	（木類） （災害廃棄物）	沿岸部の松林や植木等ななぎ倒され、散乱・堆積したもの	生木等

図2-2 災害廃棄物の分別・処理フロー



### フロー用語の解説

ごみ集積所…個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災家屋から災害廃棄物を一次仮置場及び二次仮置場へ運搬するまで、被災地内の自宅前の路上の一部や町内会管理の公園等に仮に集積する場所とする。

一次仮置場…中間処理前にごみ集積所に保管できない廃棄物を一定期間、分別・保管する場所とする。（原則、ごみ仮置場に保管できない生活空間等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する。必要に応じて重機等で粗選別をする場合もある。一次仮置場候補地は参考資料を参照）

二次仮置場…一次仮置場の保管では不十分な場合、二次仮置場に保管する。扱いは一次仮置場と同じとするが、民間地、必要によっては市外を含め広域的な場所を検討する。（原則、建設廃材・がれきとする。二次仮置場候補地は参考資料を参照）

## 第3章 災害時業務実施マニュアル本編

### 3. 1 初動期（発災後概ね3日間）

#### 1 初動時の基本的な考え方

- (1) 民間の電話回線が使用できない場合でも、最低限必要な巡視点検等を行う。
- (2) 大津波警報又は津波警報が発令されている場合には、浸水区域及び浸水の恐れがある区域には出動しない。
- (3) 環境部長が不在の時は環境部次長が指揮をとる。環境部次長が不在の場合は、次の順位を参考に登庁してきた者のうちから指揮をとる。①環境保全課長、②ごみ減量課長、③環境業務課長、④環境事業所長  
ただし、全て登庁なき場合は、上記の順位を参考に、課長補佐または主任主査を指揮者とする。

#### 2 職員の安否報告と参集

- (1) 各職員は、西尾市職員緊急通報システムにより自身の安否を報告する。
- (2) 参集する職員の対象は、各年度の非常配備動員計画に反映された職員とする。勤務時間外においては、クリーンセンター、環境事業所、浄化センターへ参集する。ただし、参集箇所が被災の場合は前記のいずれかに参集するものとする。
- (3) やむを得ず参集できない職員は、できる範囲内で状況把握に努め、班長又は班員へ連絡する。

#### 3 主な初動対応の内容

- (1) 施設及び委託業者等被害状況の把握に関すること
- (2) 仮設トイレの設置とごみ及びし尿の収集体制に関すること
- (3) 一次仮置場選定に関すること
- (4) 支援要請と受け入れの検討に関すること  
詳細は、西尾市業務継続計画（BCP）のとおりとする。

### 3. 2 応急対応期（前半：発災後概ね1か月）

#### 1 応急対応期（前半）の考え方

- (1) 避難所生活が本格化する時期であり、被災状況によって自宅に戻り家屋内の家財ごみ（以下「家財ごみ」という。）の片付けが始まる。
- (2) 腐敗性廃棄物等、主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理することを目的とする。
- (3) 一時的に多量なごみが排出されることが想像されるため、西尾市クリー

ンセンターでは一度に処理できない。よって、西尾市クリーンセンターに搬入するごみは、避難所や避難生活から排出されるごみ（以下「避難ごみ」という。）を優先的に処理するものとする。

(4) 西尾市クリーンセンター、西尾市一般廃棄物最終処分場への搬入は許可車両のみとし、一般車両の搬入は禁止するものとする。

(5) 被災状況に応じて災害対策本部に必要な人材の応援を依頼する。

## 2 応急対応期（前半：発災後概ね1か間）の内容

### (1) 応急対応期（前半）に対応する災害廃棄物の種類

①避難ごみ…避難所生活や、避難生活から排出・保管されている生活廃棄物等（家屋解体ごみを除く。）

- ・廃棄物の種類…可燃ごみ、生ごみ、プラスチック製容器包装、缶、びん、ペットボトル類、有害廃棄物、し尿等

②医療系ごみ…医療機関や介護施設、避難所等から出る医療系廃棄物

- ・廃棄物の種類…注射針、血液のついた器具や手袋等

③家財ごみ…地震により破損・故障した家財などの廃棄物（家屋損壊物を除く。）

- ・廃棄物の種類…家電製品、家具等（乾燥したもの）

④津波浸水ごみ・水産物…津波によって浸水があったもの、大きな倒壊に至らなかった地域における海水等を被った廃棄物（家財、水産物）

- ・廃棄物の種類…家電製品、家具等（海水を被った物）

⑤緊急性を伴う廃棄物（通行の妨げ、危険性等のある廃棄物）



(2) 応急対応期（前半：発災後概ね1か間）の災害ごみ分別方法

時間対応	応急対応期（前半）	
	通常運用まで（一次仮置場各自持込）	
可燃ごみ		
食品ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可燃ごみ」として頻度を減らして回収</li> </ul>	
おむつ・衛生用品・簡易トイレ		
腐敗性が高いもの		
容器包装材		
その他（非腐敗性）		
不燃ごみ・粗大ごみ		
家電製品（生活復旧に支障をきたす破壊状態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り保管を依頼する。ただし、持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入</li> </ul>	
割れガラス・陶器類（生活復旧に支障をきたす）		
家電製品（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管を依頼</li> </ul>	
バイク・自転車（生活復旧に支障をきたす）		
家具類（同上）		
タイヤ（同上）		
金属類（同上）		
その他		
分別回収ごみ（資源系）		
紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制が整った時点より頻度を減らして回収</li> </ul>	
プラスチック製容器包装		
缶・びん・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数を限定して回収</li> </ul>	
有害廃棄物・医療系廃棄物		
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数を限定して回収</li> </ul>	
廃蛍光管類		
医療系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包・ラベリングして分別排出</li> </ul>	
消火器、ストーブ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時の事故防止を念頭に分別排出</li> </ul>	
その他有害廃棄物（生活復旧に支障をきたす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包・ラベリングして分別排出</li> </ul>	
家屋解体廃棄物		
家屋解体廃棄物・畳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り保管するが、早急処理すべき建設廃棄物は二次仮置場へ搬入</li> </ul>	
石綿含有部材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等参考）</li> </ul>	
PCB含有電気機器		

- ・災害対応期（前半）のごみは、家財道具等（粗大ごみ）に分類されるため、原則西尾市クリーンセンターにおいて処理するものとする。

### (3) 応急対応期（前半）の各班の業務内容

応急対応期（前半）のごみ減量班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
ごみ減量担当	総務担当	・支援の要請と受け入れの連絡調整	災害ボランティア参加者に対して、ごみ分別方法等のチラシ作成  各班との連絡調整
		・住民等への広報	クリーンセンター及び最終処分場への搬入は一時中止、家屋内の家財ごみのみを一時仮置場へ搬入するよう広報担当班を通じ知らせる。チラシ、回覧作成
		・廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談	発生した廃棄物を分析し、処理区分、方法等を明確にし、指導する。
	ごみ処理計画担当	・ごみの発生量推計 ・一次仮置場及び臨時ステーションの開設 ・ごみ収集運搬委託業者との連絡調整	・避難所生活者及び生存者等の人数から避難ごみを推定し環境事業所と協議し、公園等の一次仮置場を選定し、委託業者へ連絡調整する。 ・避難所以外の避難者用に臨時ごみステーションを開設する。
	災害廃棄物処理計画担当	・災害廃棄物等の発生量推計	災害対策本部から倒壊家屋等の被害状況を参考にがれきの量を推定する。
		・災害廃棄物等二次仮置場の決定	災害廃棄物の発生量から環境事業所と調整し、二次仮置場を決定、被害状況によっては随時仮置場の箇所を増やすものとする。
		・災害般廃棄物処理実行計画策定	災害廃棄物の発生量、生活ごみ等の発生量を参考に災害廃棄物処理実行計画を策定する
	適正処理困難物処理計画担当	・適正処理困難物の発生量推計	倒壊家屋等の被害状況から適正処理困難物を推定する。
		・一時保管場所選定	環境に配慮し、専用の保管場所を選定する。
	し尿収集計画担当	・仮設トイレの設置、管理	避難所以外に仮設トイレが必要な場合に仮設トイレの設置を依頼する。
		・し尿収集必要量の推計	仮設トイレ設置箇所数や被災者数によりし尿収集の量を計算する。
		・し尿収集業務管理	し尿汲み取り管理システムを管理する。

#### ○業務遂行上の注意点

##### ア 総務担当

- ・非常時である事を市民に理解してもらい、家屋の解体の前に家屋内のごみを優先的に片付けることに理解を得る。
- ・災害ボランティア関係は、災害廃棄物の処理に関するチラシ作成を作成するものとし、受付等はボランティア担当班に依頼する。

##### イ ごみ処理計画担当

- ・一次仮置場（参考資料 1.3－19頁参照）を必要に応じ増設する。管理は、

職員や職員OB、民間事業者、シルバー人材センター、応援市町村、臨時雇用職員等に依頼する。また、民間用地を活用することでごみ処理を迅速に行う。管理は、土地所有者または管理者の関係者とする。なお、一次仮置場の運用は3か月以内を目処に運用するものとし、民間用地を借用する場合は、借用期間を明確にする。

- ・臨時ステーションの開設は別紙、災害時臨時ごみステーション開設申請書によりごみ減量担当で受付ける。なお、被害が甚大な場合は、町内会長名による申請ではなく代表町内会長に取りまとめを依頼し代表町内会長名で申請を依頼する。

#### ウ 災害廃棄物処理計画担当

- ・二次仮置場の選定（参考資料 2.3-20 頁参照）には、災害の規模により長期間にわたり災害廃棄物を一時保管する可能性があるため、近隣に居宅が無く公害の影響を受けにくい箇所から優先的に開場するものとする。
- ・新たな仮置場の選定には、環境事業所及び都市計画部局と協議し候補地を選定する。

#### エ 適正処理困難物処理計画担当

- ・適正処理困難物の処理ルートを迅速に調査し、適切に処理するものとする。
- ・適正処理困難物は、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

#### オ し尿収集計画担当

- ・仮設トイレを救済業者から借用した場合を想定し、仮設トイレ管理簿（資料編）により適切に管理するものとする。なお、し尿くみ取りの料金体系は、全て従量制とする。

#### 応急対応期（前半）のごみ減量班（環境事業所）業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境事業所	ごみ収集担当	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集	避難所から収集した可燃ごみ、不燃ごみをクリーンセンターへ運搬する。 一般家庭から排出され、緊急性のある家庭ごみをごみ仮置場へ運搬する。
		・臨時ステーションのごみ収集	避難所以外の避難者用にごみ減量担当と調整しごみを収集する。
		・ごみ収集業務管理	災害時ごみ収集運搬作業作業日報による業務管理
	災害廃棄物処理担当 (市施設内処理)	・最終処分施設の保守管理	施設の保守及び安全管理
		・災害廃棄物の搬入受付	二次仮置場の受付業務
	仮置場担当 (市施設内処理)	・災害廃棄物仮置場の開設	早急に処理すべき廃棄物の二次仮置場開場

#### ○業務遂行上の注意点

## ア ごみ収集担当

- ・ 応急対応期（前半）は、委託業者への連絡が出来ないことも想定され、委託業者へ連絡可能になるまでの間、市内全域を収集することになるので、必要に応じ収集頻度を減らし収集する。
- ・ 臨時ステーションのごみ収集は、ごみ減量担当と調整し安全に配慮し実施する。
- ・ 優先順位を決定し、生活環境に妨げの影響大の物を第一に撤去収集する。

## イ 災害廃棄物処理担当

- ・ 指定された搬入車両以外は、搬入を制限する。また、搬入した災害廃棄物は、安全のため高さ5m以下とし、通路は3m確保するものとする。
- ・ 受付業務は、災害時搬入出車両受付簿、災害時搬入出車両管理日報（資料編参照）により搬入出量を適切に管理する。
- ・ 一般からの搬入車両は、平常な状況になるまで受付しない。
- ・ 有害廃棄物は最終処分場には搬入しない。石綿含有物は、適切に処理後搬入する。

応急対応期（前半）の環境業務班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
クリーンセンター	ごみ処理担当	・ 避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理	避難所及び避難所以外から排出される可燃ごみ、緊急性のある家屋内のから排出される不燃ごみ及び粗大ごみの受入業務
		・ ごみ処理施設の保守管理	西尾市クリーンセンターの安全運転及び管理業務
浄化センター	し尿処理担当	・ 仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理	避難所及び避難所以外から排出される仮設トイレのし尿の受入業務
		・ し尿処理施設の保守管理	西尾市浄化センターの安全運転及び管理業務

## ○業務遂行上の注意点

### ア ごみ処理担当

- ・ 一般からの搬入車両は、平常な状況になるまで受付しない。
- ・ 震災後の余震により、施設に過大な被害を受けないよう細心の注意を払い管理・運転する。
- ・ 被災した場合は、早期の復旧に努めるものとする。
- ・ 非常時により、迅速に処理をする必要があるため状況に応じて夜間搬入を交付けるものとする。

### イ し尿処理担当

- 震災後の余震により、施設に過大な被害を受けないよう細心の注意を払い管理・運転する。
- 非常時により、迅速に処理をする必要があるため状況に応じて夜間搬入を受付けるものとする。

応急対応期（前半）の環境保全班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境保全班	環境汚染担当	• 環境汚染防止に関すること	市内の公害パトロール実施 公害苦情の受付及び対応 国県等所管部署との連絡調整
	動物保護担当	• 狂犬病予防、放浪動物及びペットの保護に関すること	放浪動物の保護、飼い主との連絡調整 愛知県動物保護管理センターとの連絡調整
	施設管理担当	• 施設の被害調査・復旧に関すること	被害施設の調査及び修繕

○業務遂行上の注意点

施設管理担当

- 施設に異常がない場合又は修繕が終了した場合には、第3非常配備が解除されるまで施設を休館とし廃棄物対策室内の他の応援に従事する。

### 3. 3 応急対応期（後半：発災後概ね3か月）

#### 1 応急対応期（後半）の考え方

- (1) 避難所生活から仮設住宅への入居が開始され、人や物の流れが回復する時期であり、災害廃棄物の本格的な処理が始まる時期である。
- (2) 津波による船舶や自動車等の大型ごみの処理を始める。
- (3) 倒壊建築物の解体作業が本格的に始まる。解体するにあたり、原則自己負担において行うことになるが、早期復旧・復興のために特別措置として国の補助金を受け公費により実施するための受付業務を実施する。
- (4) 国、県及び災害時の相互協定を結んでいる団体とも協力し、災害廃棄物の処理体制を確立する。
- (5) 建設廃材が本格的に処理されることから中間処理が実施できる二次仮置場を選定する。
- (6) 被災状況に応じて災害対策本部に必要な人材の応援を再度依頼する。特に解体費用の国庫補助申請時には、技術職の人員が必要なことから建設部局等へ応援を求めるものとする。

#### 2 応急対応期（後半：発災後概ね3か月）の内容

##### (1) 応急対応期（後半）に対応する災害廃棄物の種類

応急対応期（前半）に対応した災害廃棄物に加え、下記のを追加する。

- ① 家屋ごみ（災害廃棄物）…地震で倒壊した家屋（震災後の火災にあったものも含む）
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ② 津波倒壊ごみ（災害廃棄物）…津波により倒壊し、海水等を被った家屋
  - ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）
- ③ 津波堆積物…津波により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積したや堆積物（ヘドロ、汚泥等）
- ④ 車・船舶（災害廃棄物）…自動車、バイク、船舶
- ⑤ 大型物（災害廃棄物）…工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物
  - ・廃棄物の種類…個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等
- ⑥ コンガラ（災害廃棄物）…コンクリートガラ等
  - ・廃棄物の種類…コンクリートガラ、アスファルトガラ、廃瓦
- ⑦ 木類（災害廃棄物）…沿岸部の松林や植木等なぎ倒され、散乱・堆積したもの
  - ・廃棄物の種類…生木等

## (2) 応急対応期（後半）の災害ごみ分別方法

時間対応	応急対応期（後半）	
	通常運用まで（一次仮置場各自持込）	
可燃ごみ		
食品ごみ	・「可燃ごみ」として回収	
おむつ・衛生用品・簡易トイレ		
腐敗性が高いもの		
容器包装材		
その他（非腐敗性）		
不燃ごみ・粗大ごみ		
家電製品（生活復旧に支障をきたす破壊状態）	・持ち込み可能となった場合は一次仮置場へ搬入	
割れガラス・陶器類（生活復旧に支障をきたす）		
家電製品（上記以外）		
バイク・自転車（生活復旧に支障をきたす）		
家具類（同上）		
タイヤ（同上）		
金属類（同上）		
その他		
分別回収ごみ（資源系）		
紙類	・収集体制が整った時点より頻度を減らして回収	
プラスチック製容器包装		
缶・びん・ペットボトル	・回数を限定して回収	
有害廃棄物・医療系廃棄物		
廃電池類	・回数を限定して回収	
廃蛍光管類		
医療系廃棄物	・梱包・ラベリングして分別排出	
消火器等	・作業時の事故防止を念頭に分別排出	
その他有害廃棄物（生活復旧に支障をきたす）	・梱包・ラベリングして分別排出	
家屋解体廃棄物		
家屋解体廃棄物・畳等	・早急に処理すべき建設廃棄物は、がれき二次仮置場へ搬入	
石綿含有部材	・梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等参考）	
PCB含有電気機器		

### (3) 応急対応期（後半）の各班の業務内容

応急対応期（後半）のごみ減量班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
ごみ減量担当	総務担当	・ 支援の要請と受け入れの連絡調整	応急対応期（前半）と同じ
		・ 県、他市町村及び関係団体との連絡	ごみ、災害廃棄物の市内処理が不可能の場合に県、他市町村へ応援を依頼する。
		・ 住民等への広報	応急対応期（前半）と同じ
		・ 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談	個人等の家屋解体撤去に関する相談、または撤去費用を補助制度利用する場合の受付業務
	ごみ処理計画担当	・ ごみの発生量の決定 ・ 一次仮置場及び臨時ステーションの開設 ・ ごみ収集運搬委託業者への連絡調整	応急対応期（前半）と同じ、ただし、必要に応じて臨時ステーション及び一次仮置場を閉鎖する。
	災害廃棄物処理計画担当	・ 災害廃棄物等発生量の決定	災害対策本部から倒壊家屋等の被害状況を参考にがれきの量を決定する。
		・ 災害廃棄物等の二次仮置場決定	応急対応期（前半）と同じ
		・ 災害廃棄物処理実行計画策定	応急対応期（前半）に加え、災害廃棄物処理事業費国庫補助関係事務
	適正処理困難物処理計画担当	・ 適正処理困難物の発生量推計	倒壊家屋等の被害状況から適正処理困難物の量を決定する。
		・ 一時保管場所選定	応急対応期（前半）と同じ
	し尿収集計画担当	・ 仮設トイレの管理、撤去計画	関係団体に仮設トイレの追加及び撤去を依頼する。
		・ し尿収集必要量の決定	仮設トイレ設置箇所数や被災者数によりし尿収集量を決定する。
		・ し尿収集業務管理	応急対応期（前半）と同じ

#### ○業務遂行上の注意点

##### ア 総務担当

- ・ 住民への啓発・広報として、収集方法、収集時期・期間、住民が持ち込み可能な仮置場の広報活動を実施するものとする。
- ・ 収集運搬委託業者に対して、ごみ処理の優先順位を明確にするものとする。

##### イ 災害廃棄物処理計画担当

- ・ 家屋解体・撤去に関しては、現地調査から決定も含め建設部局と合同で実施するものとする。
- ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定が災害の影響により事務能力上困難な場合は、



県へ支援を要請する。

### 応急対応期（後半）のごみ減量班（環境事業所）業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境事業所	ごみ収集担当	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集	一次仮置場及び避難所の可燃ごみ不燃ごみ等の収集運搬業務
		・臨時ステーションのごみ収集	ごみ減量担当と調整してごみを回収する。
		・ごみ収集業務管理	災害時ごみ収集運搬作業日報による業務管理
	災害廃棄物処理担当	・最終処分施設の保守管理	応急対応期（前半）と同じ
	（市施設内処理）	・災害廃棄物の搬入受付及び処理	災害廃棄物の搬入を受付し、最終処分可能な物は市内一般廃棄物最終処分場で処分する。
	仮置場担当 （市施設内処理）	・災害廃棄物仮置場の保守管理	二次仮置場の開設、状況に応じ必要な場合は新たな仮置場を確保する。

#### ○業務遂行上の注意点

##### ア ごみ収集担当

収集運搬ルートは昼間を原則とするが、昼間が渋滞により収集困難な場合は、夜間収集も検討するものとする。

##### イ 災害廃棄物処理担当

有害廃棄物は最終処分場には搬入しない。石綿含有物は、適切に処理後搬入する。

##### ウ 仮置場担当

災害対策本部からの情報を基にがれき発生量が決定されることから、ごみ減量担当と協議し、必要に応じ新たな仮置場の選定を図るものとする。

応急対応期（後半）の環境業務班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
クリーンセンター	ごみ処理担当	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理	避難所及び避難所以外から排出される可燃ごみ、緊急性のある家屋内のから排出される不燃ごみ及び粗大ごみの受入業務
		・ごみ処理施設の保守管理	西尾市クリーンセンターの安全運転及び管理業務
浄化センター	し尿処理担当	・仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理	避難所及び避難所以外から排出される仮設トイレのし尿の受入業務
		・し尿処理施設の保守管理	西尾市浄化センターの安全運転及び管理業務

○業務遂行上の注意点

- ア 一般車両の搬入はごみ収集が通常になるまで制限する。
- イ クリーンセンター、浄化センター共に余震等により緊急停止した場合は、再度初動体制にもどり、施設の安全確認等を実施し、安全が確認され次第運転を再開するものとする。

応急対応期（後半）の環境保全班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境保全班	環境汚染担当	環境汚染防止に関すること	原則応急対応（前半）に各仮置場の悪臭、粉塵に関する苦情対策
	動物保護担当	狂犬病予防、放浪動物及びペットの保護に関すること	応急対応（前半）と同じ
	施設管理担当	施設の被害調査・復旧に関すること	応急対応（前半）と同じ、復旧後には第3非常配備が解除するまで閉館とする。

○業務遂行上の注意点

- ア 環境汚染担当  
災害廃棄物仮置場付近の大気汚染、粉塵、騒音、振動、悪臭等に係る苦情対応を実施するものとする。
- イ 施設管理担当  
応急対応期（前半）と同じ。ただし、余震等が発生した場合は、再度初動体制にもどり、施設点検等を実施するものとする。

### 3. 4 復旧・復興期（発災後概ね3年）

#### 1 復旧・復興期の考え方

- (1) 一部の被災者は仮設住宅から新居へ移る準備を始める。災害廃棄物のリサイクルや中間処理が本格化する。
- (2) 建設廃材が大量に排出されることから、市内で処理が困難であると判断した場合、市外の処理を具体的に検討する。
- (3) 一次仮置場については、道路状況の復旧に応じて閉鎖し、ステーション方式への移行を検討する。
- (4) この時期になると避難所生活は終わり、主に仮設住宅または、住居での生活となるので避難者用の仮設トイレは撤去され、工事用の仮設トイレのみとなる。
- (5) 建物内の家財道具等は原則撤去・処理が済み、建設廃材の処理が本格的に開始され、最終処分される。なお、災害時の解体費用に関する補助事業事務に対して人員が必要な場合は、応援を依頼するものとする。

#### 2 復旧・復興期の内容

##### (1) 復旧・復興期の災害廃棄物の種類

①家屋ごみ（災害廃棄物）…地震で倒壊した家屋（震災後の火災にあったものも含む）

- ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）

②津波倒壊ごみ（災害廃棄物）…津波により倒壊し、海水等を被った家屋

- ・廃棄物の種類…解体家屋、畳、庭木、有害廃棄物（石綿、PCB等）

③津波堆積物・水産物…津波により巻き上げられて運ばれ、陸地に堆積した水産物や堆積物（ヘドロ、汚泥等）

- ・廃棄物の種類…土地の形状によって、性状が異なる。エリアごとに処理する必要がある。

④車・船舶（災害廃棄物）…自動車、バイク、船舶

⑤大型物（災害廃棄物）…工場や構造物に由来した大型の特殊な堆積物

- ・廃棄物の種類…個別対応が必要と考えられるタンク、電柱、飼料、肥料等

⑥コンガラ（災害廃棄物）…コンクリートガラ等

- ・廃棄物の種類…コンクリートガラ、アスファルトガラ、廃瓦

⑦木類（災害廃棄物）…沿岸部の松林や植木等がなぎ倒され、散乱・堆積したもの

- ・廃棄物の種類…生木等

※ 家庭系ごみは、復旧状況により通常時と同じ分別方法へ移行するものとする。

## (2) 復旧・復興期の災害ごみ分別方法

時間対応	復旧・復興の時期
	通常運用への移行
可燃ごみ	
食品ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可燃ごみ」として回収</li> </ul>
おむつ・衛生用品	
腐敗性が高いもの	
容器包装材	
その他（非腐敗性）	
不燃ごみ・粗大ごみ	
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーション、一次仮置場、または復旧状況により直接クリーンセンターへ搬入</li> </ul>
割れガラス・陶器類	
バイク・自転車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店へ依頼</li> </ul>
家具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場へ排出するものとする。ただし復旧状況により、直接クリーンセンターへ搬入するか、市の粗大ごみ収集の利用を可とする。</li> </ul>
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店へ依頼</li> </ul>
金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場へ排出するものとする。ただし復旧状況により、直接クリーンセンターへ搬入するか、市の粗大ごみ収集の利用を可とする。</li> </ul>
分別回収ごみ（資源系）	
紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場へ排出するか、再開されたステーションへ排出</li> </ul>
プラスチック製容器包装	
缶・びん・ペットボトル	
有害廃棄物・医療系廃棄物	
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された回収容器へ排出</li> </ul>
廃蛍光管類	
医療系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包・ラベリングして分別排出</li> </ul>
消火器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店へ依頼する。</li> </ul>
その他有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包・ラベリングして分別排出</li> </ul>
家屋解体廃棄物	
家屋解体廃棄物・畳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次仮置場へ搬入</li> </ul>
石綿含有部材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包等してラベリング・保管・排出（国の指針等参考）</li> </ul>
PCB含有電気機器	

### (3) 復旧・復興期の各班の業務内容

復旧・復興期のごみ減量班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
ごみ減量担当	総務担当	・支援の要請と受け入れの連絡調整	応急対応期（後半）と同じ
		・県、他市町村及び関係団体との連絡	応急対応期（後半）と同じ
		・住民等への広報	ごみの分別方法、一次仮置場の移動、ステーションの周知
		・廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談	個人等の家屋解体撤去に関する相談、または撤去費用の補助制度を利用する場合の受付業務
	ごみ処理計画担当	・ごみ保管場所の選定業務 ・一次仮置場及び臨時ステーションの設置・閉鎖 ・ごみ収集運搬委託業者への連絡調整	応急対応（後半）と同じ、ただし、必要に応じて一次仮置場を閉鎖し、ステーション方式へ変更する。
	災害廃棄物処理計画担当	・災害廃棄物等の二次仮置場の決定	災害廃棄物等の二次仮置場が市内で確保できない場合は、市外への確保を検討する。
		・災害般廃棄物処理実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定及び災害廃棄物処理事業費国庫補助関係事務
	適正処理困難物処理計画担当	・適正処理困難物の発生量推計	適正処理困難物を適切に処分する指導
	し尿収集計画担当	・仮設トイレの管理、撤去計画	関係団体に必要に応じて仮設トイレの撤去を依頼する。
		・し尿収集業務管理	し尿汲み取り確認券入力作業

#### ○業務上の注意点

##### ア ごみ処理計画担当

- ・災害対策本部と連絡を密にし、町内会等の意向を考慮し、校区ごとに一次仮置場を閉鎖しステーション収集への移行を判断するものとする。また、委託業者との連絡を密にし、収集体制を確保するものとする。
- ・ごみ仮置場として借用利用した土地は、整地し借用前の状態に回復し、返却するものとする。

##### イ 災害廃棄物処理計画担当

- ・国、県、その他関係機関を通じ、市内で処理出来ない災害廃棄物が発生した場合は、環境事業所と検討し、新たな処分箇所を選定する。
- ・災害廃棄物処理事業費国庫補助事務を円滑に推進するため、多くの人材応援を依頼すること。また、受け入れ体制を整えること。

復旧・復興期のごみ減量班（環境事業所）業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境事業所	ごみ収集担当	・一般家庭等から排出されるごみの収集	一次仮置場及びステーション方式に変更した校区の可燃ごみ、不燃ごみ収集作業を実施状況により通常業務へ移行する。
		・臨時ステーションのごみを収集する。	ごみ減量班と調整しごみの収集を実施する。
		・ごみ収集業務管理	災害時ごみ収集運搬作業日報による業務管理
	災害廃棄物処理担当	・最終処分施設管理	通常業務へ移行する。
	(市施設内処理)	・災害廃棄物の搬入受付及び処理	災害廃棄物の搬入を受付し、最終処分可能な物は市内一般廃棄物最終処分場で処分する。
	仮置場担当 (市施設内処理)	・災害廃棄物仮置場の保守管理	二次仮置場の開設、状況に応じ必要な場合は新たな仮置場を確保する。

○業務上の注意点

ア ごみ収集担当

- ・災害の復旧状況や市民からの情報を対策室へ報告し、ステーションの再開移行を実施するものとする。

イ 災害廃棄物処理担当

- ・一般廃棄物最終処分場が震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。

復旧・復興期の環境業務班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
クリーンセンター	ごみ処理担当	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理	災害廃棄物の処理状況により通常業務への移行を検討し再開する。
		・ごみ処理施設の保守管理	通常業務へ移行する。
浄化センター	し尿処理担当	・仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理	通常業務へ移行する。
		・し尿処理施設の保守管理	通常業務へ移行する。

○業務上の注意

ア ごみ処理担当

- ・震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。

イ し尿処理担当

- ・震災被害によって災害復旧費用の補助金を利用する場合は速やかに補助申請をするものとする。

復旧・復興期の環境保全班業務一覧表

	担当名	業務概要	業務内容
環境保全班	環境汚染担当	環境汚染防止に関すること	原則応急対応（前半）に各仮置場の悪臭、粉塵に関する苦情対策
	動物保護担当	狂犬病予防、放浪動物及びペットの保護に関すること	避難所は閉鎖されているため、通常業務へ移行。
	施設管理担当	施設の被害調査・復旧に関すること	施設の復旧後には第3非常配備が解除するまで閉館。

○業務遂行上の注意点

ア 環境汚染担当

- ・がれき仮置場付近の大気汚染、粉塵、騒音、振動、悪臭等に係る苦情対応を実施するものとする。

イ 施設管理担当

- ・余震等が発生した場合は、再度初動体制にもどり、施設点検等を実施するものとする。